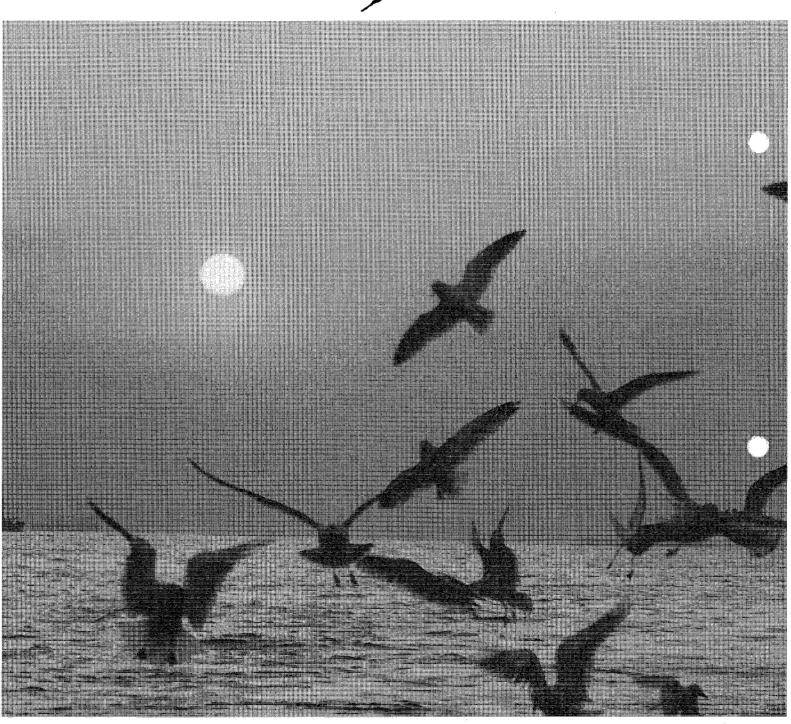


APRIL 1993



漁業被害解決の手引き(その3) 特 集 船主責任制限法

る。一人三人年のオラング。旅行の がプロ問題時代を担けるのであ た花が、トルコノベルギーノオラ たりした。花の球根が経済を大調 は根 | 権が土地で変更を見る。 配させたのである。この時代には ングと生るでヒールス国の如く批 日記書もの作が行う自宅と行かが 第7年7月7日をうたり登録者が開

数があった。小アツアで発見され が包含いに世界的な意味をあるがあり 足够从合为 医马特特氏 化合义主体 ◆和名を資金者というのは、日本 紅気に走らせたのではあるまいか。 **東田にし、世世を見らしめて、タク** でいる。この神風性が多くの男を **語の下派事件等な感じが、いかか** しい場所に出没する確なにも似

いだり一たが、先の狂気になって だったなめである。花屋芸芸

程に、使わしく誰かしいものだ。 では彼に関するのはなど、作品を ある。動物のそれ上は比較ならめ 下日进游众事。 日本办名了於上時 人は惟々、作の表面のみを質問し

17、在上日本田に世界に生産とい

が長いにとき軍人間の代名時に使

◆前屋テコーリップを「人」のた

らぬは合いなり、という事だ。 で振却してしまう花である。一分 プラコールップ 住っ 近形は単純だ

20世界で発生が正美人化ラガル

/を描くが、コーロッパでは大人

動の様れであるらしい。 るまい。今は国芸様よりも実行な にも改良し過ぎたために **明神に大気が美に表してす** 

天の星空が甦る。

オリオンは西に大きく傾き、大犬・小

暮れの空がスミレ色に変わり、やがて満 きを浴びて波に低く飛ぶ。朱に輝いた夕 に似ている。北へ帰る日も間近く、しぶ 波間に餌を漁り、呼びかわす鳴き声が猫 だ。船を追うようにカモメが群れ飛ぶ。 がら、港への潮路にエンジンの音も快調

り、出揃った春の星々が、明日のすばら 犬があとを追う。北斗七星も上空にのぼ

**APRIL** 

CONTENTS

ESSAY

猫と民主主義

山脇日出男

2

7

8

10

但馬漁保情報

漁業経営の安定を願って

集 特

漁業被害解決の手引き(その3)

船主責任制限法

(船舶の所有者等の責任の制限に関する法律)

インフォメーション

最近の天気予報の方法

水試ノート

ズワイガニ資源の増大を目指して (ズワイガニ種苗生産研究)

TOPICS

全国大会が東京で開かれる

漁村青壮年婦人活動実績発表大会 姫路で「いかなご料理教室」を開く

漁海況情報

11

12

海区漁業調整だより

自動車税についてのお願い

栽培漁業センターです

婦人アイデア料理

魚食普及と新郷土料理に期待

旬の美味い話

普及員だより

うまづらはげの湯びき

兵庫JCC通信

野菜おやつコンテスト最優秀賞にピザ風クッキー 組合員の成長は、活動の中から

こちら海ですロケだより

旬のイイダコ漁で出会った行者の漁師さん

明石市より

ガナ)③郵便番号・住所④自宅電話番 します。①写真撮影場所②氏名(フリ お送り下さい。写真は必ずご返却いた しい好天を約束している。 こざいましたら、左のように明記して、 アマチュアの方で、ご自慢の写真が /表紙写真募集//

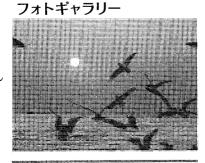
「夕日とカモメ/白浜沖にて」

フォト歳時記

水面が薄紅色に染まる。夕日を受けな

表紙撮影 星 尾 国 弘さん 摂播地区 <漁青連会長>

### 今月の表紙



〒六五二 神戸市兵庫区中之島二丁目 二——県立水産会館

指導部指導課「拓水」係宛

兵庫県漁業協同組合連合会

号(市外局番号も)⑤年齢・職業

### ESSAY/エッセイ

## 猫と民主主義

但馬漁船保険組合 日出男 山脇 専務理事

答えました。

の一つを手に持って、大阪私立大学教 開いた早速の質問でした。そうしたら、 読されたのです。 授・黒田了一先生が書いておられる 講師の先生はニヤリと笑い、資料の中 ムと人々の意識』と題され、 ておられます。と言ってその一部を朗 『愛猫家と民主主義』には、こう書い その時の研修会は『社会のメカニズ でじめを

無理やりに寝床の中まで潜り込むくせ 後は知らん顔です。寒ければ膝に乗り、 要求する時だけ足にまつわりついて、 付いてきます。ところが、猫はメシを 犬ならば尻尾を振ってどこまでも人に 感をそれとなく満たしてくれます。だ にコビを呈し、ひたすらその愛撫を待 はスズメかトカゲかバッタばかりで、 ネズミの番さえ忘れて、取ってくるの 渡り歩いて昼寝の連続です。近頃では に、暑くなれば涼しい所、涼しい所と 違ってまったく勝手きままな動物です。 からこそ、犬は万人から愛され、特に 部屋中を汚して知らん顔です。犬は人 つというポーズによって、我々の優越 その内容は『猫という動物は、犬と

前段の犬の方に手を上げ、その理由は に講師から受けた質問でした。私は、 い。これは、或る研修会に出席した時 次に『猫の好きな人』手を上げて下さ 『犬の好きな人』手を上げて下さい。

> 物であるため、犬の方が好きです、と 動物は我が侭で、全く勝手きままな動 猫との付き合いは所帯を持ってからで 娘が拾ってきた二代目の猫(これ以前 ロョロと足元に寄り添ってきた子猫を の寒い日に濡れネズミの様になってヨ も二十七年程になりますが、猫と言う にも猫を飼っていた。)を飼っており、

自由な行動を認める寛容の精神の持主、 だからこそ、猫ぎらいの人が多いので 神などつゆほども有りません。あくま うになるだろう。』と。 万人がコンプレックスから解放されれ す。こういう勝手きわまる動物を尚且 でも自由と権利を要求して他に屈しな 反する事はあくまで拒否し、犠牲的精 ば、猫はもっともっと広く愛されるよ し得るのです。民主政治が行き届き、 つまり民主主義者にして初めて猫を愛 必要です。他人の人格を尊重し、その つ愛するには、余程の忍耐と寛容さが い強靱さ、誠にままならぬ動物です。 にあるとは限りません。猫は己の意に は自主性が強く、常に全面的屈従状態

漁業経営の安定を願って

思いますが、ある程度の独裁者的要素 方が好きですか。』 て貴方は『犬の方が好きですか。猫の んはどう思われますか………?。 は必要であると思います。 やヒットラーの様な独裁者はどうかと 勤理事の一人として思えば、暴君ネロ 者ではなく、独裁者か………?。 犬の方に手を上げた私は、民主主義 読者の皆さ

> 事務所は職員の転出入でざわめきたって の計画に追われ、多忙な毎日を送ってい いますが、本組合は決算の締めと新年度 今年も新年度を迎え、庁舎内の官公庁

様子です。 ますが、本年度も大型漁船が何隻か減る よってここ数年来減少の一途を辿ってい 但馬の沖合漁船漁業は、船員不足等に

がモットーの当組合としては、いかに漁 じますが、でも『漁業者の為の漁船保険」 ています。 を地道に考えながらやって行きたいと思っ 業者の役に立つか、漁業者の為になるか が安くなると漁船保険としては痛手を感 さて、こう船が減って四月から保険料

円余りの赤字決算となりましたが、これ う次第です。 合員の漁業経営安定に役立てたものと思 になった結果です。しかし、それだけ組 だけ保険事故が多く、支払保険金が多額 因みに平成四年度の保険勘定は三百万

額の一途をたどっているので、船主責任 船に損害を与えた場合の損害賠償金も高 者の出費を軽減出来るよう、そして相手 セント)してもらい、もしもの時に漁業 額(保険金額)を満額加入(付保率百パー る為船の価値(保険価額)に対する加入 して行きたいと考えております。 保険も一ランク上の加入を目指して推進 近年修理代も年々高額になって来てい

さんも漁業に精一杯頑張ってください。 り越えられる様頑張る所存ですので、 組合経営の中で、この荒波をなんとか乗 今年も一段と厳しさが増す漁業情勢と



### (保)(情)(報 (種)

責任制限制度は海上事故(油濁事故含む) において必ず適用されるものです。

漁業損害も責任制限の対象で人身損害、漁 船損害等も同様。

3回のシリーズで掲載(今回で最終)して きたが、関係者の座右の書として活用してい ただければ幸甚に思います。



(著者) 弁護士 成田 健治氏

# 制定、改正の経緯と背景

の責任制限の理由は、一に「海運業の保護」 のため、現在においても、この船主の責任を れてはおりますが、海運業自体の危険性は依 を一定限度に制限して、責任を軽減できると るにあたって、船舶の事故などにより、損害 ており、これが結局、船主責任制限制度となっ 制限するべしとの意見は、大きな地位を占め 然として残っていることから、世界経済発展 危険を避けるためのいろいろな方法が見出さ たわけです。現在では通信設備等も発達し、 はかるということに、最も大きな理由があっ ることにより、海運業を保護し、その育成を から、海上運送に従事する者の責任を軽くす 響で、極めて危険性の高いものであったこと 海上企業というものは、海況、気象などの影 して認められていた経緯があります。これは、 いうことは、古くから世界の海運界の慣行と 賠償責任を負うことになった場合、その責任 イ)船舶の所有者が、海上における活動をす という観点からとらえることができます。 たと考えてもよろしいでしょう。つまり船主 次に、船主の責任制限の方法には、どのよ

の三つが主なものとしてあります。 た当該船舶を、被害者に委ねてしまい (つま イ)の委付主義というのは、事故を起こし

うな種類があるかを列挙しますと、

ロ)船価主義 イ)委付主義

ハ)金額主義

日まで)はこの方法を採用していました。

れるという方法をさします。 者に支払えば、船主はその他の責任を免れら 売買価格ということです)と同じ金額を被害 た当該船舶の船価(つまり、その船舶の市場 ロ)の船価主義というのは、事故を起こし

します。現行法は、この金額主義を採用して のを船主の責任の限度とするという方法をさ た当該船舶のトン数に一定の金額を乗じたも

以て、翌年九月一日より施行されていた「船 昭和五十七年第九十六回国会において改正さ 舶の所有者等の責任の制限に関する法律」が、 れ、同年五月二十一日に公布になり、昭和五 十九年五月二十日より施行され、現在に至っ

漁業損害を蒙っても、この責任制限制度によ 岸漁業者にとっては、旧法施行後、尽大なる で唱えられてきたものでありますが、我々沿 り、満足な損害の補償が受けられないまま泣 発展をはかるものとして、古くから多くの国 て、海上企業、海上流通ひいては世界経済の の企業主体たる海運業を保護することによっ る制度は、上述の通り危険性の高い海上企業 もともと、この船主責任制限制度と呼ばれ

方法です。日本でも、船主責任制限法が成立 うこと)、それ以上の責任は負わないという り、船舶を支払いの代りにあげてしまうとい した昭和五十一年九月一日まで(八月三十

ハ)の金額主義というのは、事故を起こし

ロ)現行法は昭和五十年法律第九十四号を

的事項を列挙しますと、 a、百トン未満の木船の場合は一単位 (一 SDR)の五万六千倍(特別扱い)

b、五百t以下の船舶は全て基準トン数を 五百トンとする。 (注) FRP船は木船ではありません。

d、基準トン数は、トン数測度条約(昭和 c、一単位は一SDR(IMF特別引出権 五十五年条約第三十号)に基づく、船舶 Special Drawing Right) しかる。 のトン数の測度に関する法律(昭和五十

五年法律第四十号)により算定する。

を味わってきたところです。 き寝入りをせざるをえないという多くの苦汁

の責任の制限に関する国際条約」を、批准し なく責任限度額の妥当性でした。 かったものです。 その中心は、いうまでも よりその改正を検討すべきところが少なくな 国内法化したものであり、旧法成立時におい てすでに、二十年の年月の経過があり、当時 は、一九五七年の「海上航行船舶の所有者等 しかし、旧法(旧船主責任制限法を略称)

この

所 関

現在に至ったものです。 関心事となり、その改正を求める声も又、旧 用等についての非制限債権化の明記等も重大 立し、昭和五十九年五月二十日より施行され 成立し、日本もこれを批准の上、改正法が成 度に関する条約」(海事債権条約と略称)が 待できるようになったこと等と相俟って、 度に関する国際条約」が成立したことによっ 法施行直後より高まっていた経緯があります。 ける防除清掃作業費損害の明記、沈船撤去費 「一九七六年の海事債権についての責任の制 て各国におけるトン数の測度基準の統一が期 その後、「一九六九年の船舶のトン数の測 又、漁業者側にとっては、油濁事故等にお

# 二、責任限度額と算出方法

らであるかということでしょう。算出の基本 イ)事故が発生した場合漁業者にとって最も 重要な関心事は加害船の責任限度額が、いく

(ハ)五百トン超~三千トン以下の船舶 (ロ) 五百トン以下船舶 (イ)百トン未満の木船の特例はない。 (ホ)七万トン超の船舶 1,887,484,500円 2,353,114,500円  $952,484,500+(757-357)\times187\times125=$ 上記(ロ)+一トン当り単位の667倍の金 上記(ニ)+一トン当り一単位の83倍の 187×50万=93,500,000円  $,887,484,500+(1057-757)\times187\times83=$ 単位の五十万倍の金額 と物損両者共発生) 十万トンの船舶は 三千トンの船舶は 人損発生の場合(人損のみ又は人損

500トン船舶が無過失漁船と衝突し、乗組員2名死亡、漁船全員 100,000,000、物損 50,000,000円のとき 93,500,000円 内∫人損分 62,271,000円 物損分 31,229,000円

### 人損回収額

(100,000,000-62,271,000) $31,229,000 \times$ (10,000,000-62,271,000) +50,000,000+62,271,000=75,701,439円

### 物指回収額

50,000,000 (100,000,000-62,271,000) +50,000,000=17,798,561円 (A+B) = 93,500,000円 (差 0円)

(ニ)三千トン超~三万トン以下の船舶 (ホ)三万トン超~七万トン以下の船舶 上記(ハ)+一トン当り一単位の五百倍  $93,500,000+(3,000-500)\times187\times667=$ 

いると考えることができ

(四)救助船舶以外の救

限度額がその対象となり、

人損保護思想が表われて

ても、上記 (二) 記載の

e、責任制限額は基準トン数×一単位の○

○倍として算出する。

(注)○○倍とするかはトン数毎に法律

で定められています。

現在)として、

1S D R ≒187円(昭和六十二年十月一日

(イ)百トン未満の木船

物損のみの場合

損部分が残額の物損のみの限度額(上記(一) 部分に優先的に配分され、物損部分と未済人 生の場合の各金額であり(二)-(一) が人損 に該当する部分)を比例配分することになり (三) 人損と物損の配分 なお、注意すべき点は、物に関する損害が 最高限度額は上記(二)に記載した人損発 (へ)七万トン超の船舶 十倍の金額 上記 (ホ)+一トン当り一単位の二百五 十五倍の金額 上記(ニ)+一トン当り一単位の三百七

のトン数により、上記

生の場合は、該救助船舶

救助船舶による損害発

助者の責任限度額

(一) 及び (二) と同様

(ロ)五百トン以下の船舶

187円×56,000=10,472,000円

一単位の五万六千倍の金額

(ハ)五百トン超~三万トン以下の船舶

187円×167,000=31,229,000円

一単位の167,000倍の金額

上記(ハ)+一トン当り一単位の167倍

### 漁業被害解決の手引き



[参考]

1,500トンに相当)  $187 \times 1,167,000 =$ 218,229,000円

(ロ)人損発生の場合 倍の金額(同じく 単位の1,167,000 62,458,000H

(イ)物損のみの場合 の金額(1,500トン  $187 \times 334,000 =$ に相当) 一単位の334,000倍

人と物に割当てられる責任制限の限度額の配分方法

(ニ)三万トン超~七万トン以下の船舶

上記(ハ)+一トン当り一単位の125倍

例 七万トンの船舶は

952,484,500円

 $31,229,000 + (30,000 - 500) \times 187 \times 167 =$ 

全く発生せず、人損のみが発生した場合であっ

例 三万トンの船舶は

1. 船舶所有者等(救助船舶による救助者を含む)がする責任制限の限度額

物の損害に関する債権のみの場合

その他の場合(人と物との債権が競合する場合)

どが想定されることにな コプター等による救助な 救助船上での救助、ヘリ らの救助、若しくは、被

の場合としては、陸上か とになるので、本項該当 の通常算定方法によるこ

国際総トン数(罫)	物損のみの場合	•
~500	167,000 (単位SD	R)
501~3,000 3,001~30,000		
30,001~70,000		
70,001~	$10,093,500+(\mathfrak{T}-70,000)\times 8$	33

2. 人と物との債権が	D木船については56,000SDR 競合する場合の限度額の配分方法 限の限度額(A)
物の	(B)
. 177 -	( <u>D</u> )
(1) 第1次配分	
物に対する配分額	(B)
人に "	·····(A) – (B)=(E)
(3) 最終配分額	
人に対する配分額	(E)+(G)
物に・ル	(B) – (G)

(2)	
国際総トン数(罫)	人損のみ又は人損と物損の場合
~500	500,000 (単位SDR)
501~3,000	$500,000+(\$-500)\times667$
3,001~30,000	$2,167,500+(\$-3,000)\times500$
30,001~70,000	$15,667,500+(\$-30,000)\times375$
70,001~	$30,667,500+(\mathfrak{T}-70,000)\times 250$

人の損害	<b>害賠償請求</b>	t額 ····································
物の		(D)
(2) 第28		
人に対す	する不足額	[ ······(C)-(E)=(F)
1 1-	,, #⊒7\#i	$(F) \times (F) \times (F) = (G)$
\( \( \c \)	" 陷力的	$(D) \wedge (E) + (D) = (Q)$

TAKUSUI APRIL 1993

[参考]

責任限度額			単位:万円		
トン数	1 S D R=187円				
	⑤ 物 (b)	⑥ 人 (a)	⑦ (a)+(b)		
300	3,123	6,227	9,350		
400	"	"	" "		
500	"	"	"		
1,000	4,684	10,902	15,586		
3,000	10,930	29,602	40,532		
5,000	17,176	42,056	59,232		
10,000	32,790	73,192	105,982		
30,000	95,248	197,734	292,982		
70,000	188,748	384,734	573,482		
100,000	235,311	478,421	713,732		
200,000	390,521	790,711	1,181,232		
(注) 1 S D R = 187円は昭和62年10月 1 日現在					

法第三条においてもその例記をしていません。

して、制限債権に含ませないこととし、現行

無害化処置に関する債権を指す)を国内留保

する債権で、옏は船積貨物の除去、破壊又は の引き揚げ、除去、破壊又は無害化処置に関 没し、難破し、乗り揚げ又は放棄された船舶

の一のうち、心及び心に関する債権(心は沈

同条約十八条一の規定に基づき、同条約二条 七六年海事債権条約の批准に際し、我が国は、 でしょう。なぜなら、現行法の前提たる一九

責任制限される漁業損害

た漁業損害は全てこの対象になります。 適用されるもので、その事故によって発生し 責任制限制度は海上事故においては、必ず

対策会議費等損害など全て責任制限の対象と 損害、養殖漁業の損害、漁業者が自発的にな した防除凊掃作業費損害、組合手数料損害、 根付資源の損害、休漁損害、漁具等の損壊

漁船の損害等も対象になります。 又、漁船と貨物船との衝突による人身損害

あろうと全ての場合が含まれます。 請負契約による防除清掃作業費は、制限債権 もっとも、当然のことながら、船主等との 事故は油濁事故であろうと、物損事故で

かどうかは別問題で、加入の有無にかかわら に含まれません。 更に、加害船がP・I保険に加入している

ず、責任制限制度は適用されます。 〔参考〕―沈船撤去費用は制限債権か非制限

からすれば、非制限債権と解することが妥当 条約及び改正法の成立経過及び、その解釈

他の基金に係る制限債権者(例えば漁業者) されないおそれがあること、更に沈船撤去費 十三条等による。沈船撤去命令の実効が担保 従って、船骸等の撤去費は、制限できないと するとの思想からでたものと解されるからで の分配額を減少されることになり、公平に反 は、通常相当の高額に達するから、これを制 と、港則法第二十六条、海上交通安全法第三 限債権として、制限基金に加入せしめると、 これは、沈船除去費用が制限の対象となる

至り、海事業界においては、特に注目すべき 審(札幌高裁)で異なった判断がなされるに 請求をなした事件で一審(旭川地裁)と、二 法上の除去命令に基づき、該沈没船を撤去し 事例となりました。 た除去費用を制限手続外で相手船に損害賠償 而して、この点に関し、沈没船の船主が公

最高裁→二審と同じ(60・4・26)判決 一審→沈船撤去費は制限債権である。 審→沈船撤去費は非制限債権である。

## 찓 責任制限の単位

イ) SDR

定され、単位に金フランを採用し、政令にお を「純分千分の九百の金六十五・五ミリグラ ムの価値に相当する政令で定める金額」と規 フランから現行法ではSDRの変更しました。 旧法上は法第二条第七号において、一単位 責任限度がく表示する単位は旧法時代の金

法第二条第一項第七号

権に相当する金額をいう。 に規定する特別引出権による一特別引出一単位=国際通貨基金協定第三条第一項

金利も加重平均の百%となった。

ロ)基準トン数

DR価値により、責任限度額は、常に変動す 二十三円)はなくなり、毎日毎日変動するS る結果となっています。 従って、政令により固定する方式(一単位

額が異なることになり、恣意的にはなるまい としても、前例の積重ねが要請される現状で 点のSDRを採用するかによって、責任限度 今後裁判外での和解解決の場合は、何時の時 Rの金額で確定することになっていますが、 供託時において公表されている最後の一SD

〔参考〕SDR(IMF特別引出権Special

るもの。国際通貨基金(IMF)加盟国が、 国際収支の悪化したときに、IMFから担保 金やドルに次ぐ第三の通貨とみなされてい

位として、採用されたものです。 法第二条第一項第七号においてSDRが一単 SDRを基準単位とすることの合意があり、 ことの少ない『SDR』を価値基準とする方 なり、為替変動相場制の下でも影響を受ける 貨として採用することは、妥当でない結果と 他方金の価額は自由市場の評価に従って、著 の米ドルと金との交換停止を契機とし、一方 する方式は合理性がありました。一九七一年 は、金がIMF体制のもとで基軸通貨として 約トン×二万三千円として計算した。)これ 運用されてきた経過があります。(通常一条 いて、実際には一単位=二十三円と固定され が合理性を持つとの認識が高まり、ここに、 で各国通貨は為替変動相場制の下におかれ、 基準となっている間はこの金フランを基準と の地位が認められており、その非加盟国にお いても、金が直接間接に自国の平価を定める しく変動する事態となったため、金を基軸通 当初あった復元の規定(引出したものを返す の加重平均とすることに改められた。さらに 年からその「価値」も金利と同じ五大国通貨 と考えられ、両者を同質化するため、八十二 の短期金利の加重平均の八十%とされていた。 カ、イギリス、西ドイツ、日本、フランス) またSDRは従来、その「価値」は十六カ国 こと)も、一九八一年五月以降撤廃された。 う元帳に記載される。 IMFの特別勘定とい じて各国に配分され、 総額は加盟国の話合い である。新通貨の発行 とができる権利のこと なしに外貨を引出すこ ている複雑さは、SDRの信用を害するもの しかし、このように価値と金利の内容が違っ 通貨の加重平均。その金利は五大国(アメリ 割当の範囲内で新通貨を引出すことができる。 各国は国際収支の悪化した場合、自由にその で決まり、出資額に応

現行法では、制限申立をする場合は、基金

Drawing Rights)

比べると、相当の増トンが見込まれます。 のりで測定した容積であり、従来の責任トン の測度に関する法律(昭和五十五年法律第四 数)と機関室を内のりで計測した合計容積と 数、すなわち貨客を搭載すべき場所(純トン 囲場所の合計容積すなわち、船舶の全体を外 五年条約第三十号)に基づく、船舶のトン数 十号)により算定することになりました。 この基準トン数は、基本的には、全ての閉 基準トン数は、トン数測度条約(昭和五十

# 加害船が責任制限が出来ない場合

責任制限できない場合として、 イ)旧法においては、その第三条において、

船舶所有者等→故意又は過失 船長等→故意

るまでの約八年有余の間に、船主等の責任制 が阻却事由として明記されていました。 旧法が施行されてより、改正法が施行され

限申立のほとんどの事件が開始決定に至るの 月一日決定)、責任制限阻却事由存在の立証 責任が制限債権者にあることと相俟って、制 のみで(大分地裁、臼杵支部昭和五十六年十 限申立が棄却された例は、ただ一件を数える

行為による事故」 があることを認識しながらした自己の無謀な ロ)現行法で加害船が責任できない場合は、 し、「自己の故意又は損害の発生するおそれ 船舶所有者等も被用者等(船長等)も統一

違いは、過失概念を放棄したことが最重要点 記船主等と同様な無謀性の存在の場合には、 任制限阻却の場合が、より狭まり、船長等の 生認識の無謀性が要件になったことから、責 いては、単なる過失のみでは足りず、損害発 と規定されています。すなわち、船主等につ 額は大幅に引き上げられております。 できることになると思われますが、責任限度 無謀性の要件があるため、責任制限が容易に 任制限阻却下事由が拡大されましたが、上記 です。現行法の趣旨は船長等については、責 が拡大されたといえるのです。又、旧法との 責任制限ができないことになり、阻却の場合 被用者にあっては、従前の故意のみから、上

ので、海事債権条約及び改正法で調整をはかっ ため、紛争の長期化の一因ともなっていたも その判断に幅があり、又高度の判断に属する たとみるのが妥当です。 旧法上の過失については、各国の裁判所で

の下では、通常人なら到底行うとは考えられ も客観的判断であると解すべきでありましょ 考えられる。「無謀」かどうかは、あくまで ない思慮に欠けた行為を行ったことが必要と 発生の蓋然性の認識が必要であり、その認識 を認識しながらした無謀な行為」とは、損害 因みに、「損害の発生のおそれがあること

その政府答弁で、この「損害の発生のおそれ 三月十九日)において、法務省民事局長は、 六回国会、衆議院法務委員会(昭和五十七年 なお、現行法の国会審議にあたり、第九十

> な場合』等を挙げているが参考になりましょ 態であったのに、アラシの中へ出航したよう を認識しながらした無謀な行為」の例示とし ″暴風雨時で誰がみても出航できない状

いて判断要素となるべき物的堪航能力違反、 既述してあるので割愛いたします。 いては、「漁業者被害補償ハンドブック」に 人的堪航能力違反、情報提供義務違反等につ また、船主等についての上記無謀行為につ

# 六、責任制限申立をする者

その使用する者(船長等)となります。 然のことながらその加害船の船舶所有者等と 事故発生後責任制限の申立をする者は、当

事故後最初に到達した港の地方裁判所になす 船の船籍港の地方裁判所、若しくは加害船が 申立は事故発生地の地方裁判所又は、加害

# 〔参考〕 救助者とP・ー保険者の申立

が、現行法ではこれに「救助者及びその被用 ものである船長等(三条)が認められていた 者等」が加えられています。(法三条二項) 船舶所有者等(二条二号)と、その使用する 責任を制限できる主体としては、旧法では、

を埋め、作業が救助船舶上であるなしを問わ 例もあり、(東城丸事件)このことから救助 の英国貴族院(日本の最高裁にあたる)の判 空機上より救助作業をなしていた者の事故に 助船舶による救助作業中ではあったものの、 は、責任制限することができるのですが、救 事故を起こした場合は、救助船舶の所有者等 新設されたものです。 ず責任制限を認める必要が認識されるに至り 活動の円滑な遂行のためには、このギャップ ついては、従前では、責任制限ができないと 救助船からはなれて、若しくは陸上、又は航 もっとも、旧法上も現行法上も救助船舶が

せしめた場合の責任限度額は、千五百トンを 任制限額は、該船舶のトン数により算出し、 救助船舶と以外の救助活動により損害を発生 なお、救助船舶が事故を起こした場合の青

基準として、算出する旨の条項になっていま

ことになりました。もっとも、交通事故にお ばP・I保険者)自らが責任制限主体として 合を除き稀でありましょう。 ける自賠責保険の如く、被害者が責任保険者 の保険者も又、責任制限主体として登場する いては第九十八条二項が新設され、責任保険 は規定されていませんでしたが、改正法にお 任制限申立をなす例は、外国法適用になる場 記九十八条二項を運用して、貴任保険者が青 に直接請求できる規定はありませんので、上 また、旧法上は、責任保険の保険者(例え

# 七、その他注意すべき事故

## イ) 利

又は期限が特に定められていなかったため、 者の方針が定まらないという状態が起こり得 故後仮に何か月、何か年経過しても、申立権 いつの時点でも制限申立可能と解釈され、事 旧法時においては、責任制限ができる時期

申立をなし、基金形成時まで、年六パーセン することになり、本案の解決にも資さない点 されました。(法第十九条第一項) トの利子分の追加供託させしめるように改正 が指摘されたため、現行法では、事故後制限 ないのか未確定のまま、不安定な状態が継続 立権者の恣意により、制限申立をするのかし 救済が十分であるとはいいがたく、かつ、申 しかし、これでは被害者たる制限債権者の

定利率と同率である。) 我々漁業者側にとっては、利率の低さは否定 期待されています。常に被害者の地位に立つ らに制限申立を遅らせれば、その分利息が加 きます。(なお、年六パーセントは、 し得ないとしても、前進と認識することがで いては係争状態の確定を早める結果になると の方針の早期決定をせざるを得なくなり、ひ 算されるという不利益を蒙ることになり、そ この改正により、責任制限主体は、いたず 商事法

漁業被害解決の手引き

# ロ)旅客の損害に関する特例

明らかにしました。 として定義を別設定し、かつ、旅客の損害に 権は、一般の人の損害に関する債権として、 の責任制限とは別に行われることを実体的に ついての債権についての責任制限と、その他 法においては、第二条第一項第六号の二にお 同一に扱われるにすぎませんでしたが、 現行 についての旅客船の船舶所有者等に対する債 いて、『人の損害』とは別に『旅客の損害』 旧法においては、旅客の死傷等による損害

の責任制限額については前述しましたが、旅 客損害についていえば、 具体的にいうと、人に関する損害について

イ、一単位の四万六千六百倍×旅客数

ロ、一単位の二千五百万倍

のいずれか低い方が、その最高限度となるこ は、旅客定員数のことで、船舶検査証書に記 とになりました。(なお、イのうち旅客数と

ります。 制限ができない旨の特例は、旧法と同一であ 舶の旅客の死傷による損害については、 責任 但し、日本国内の各港間のみを航行する船 (旧法第四条第二項、改正法第三条

# 八、油濁損害賠償保障法との関係

の事故の場合に適用される法律でそれ以外の 適用されます。 船舶の事故は、全て上述の船主責任制限法が 油濁損害賠償保障法(油賠法)はタンカー

いうことになります。 従って、貨物船も漁船も船主責任制限法と

# [油賠法で注意すべき事項]

イ) 対象となるタンカー

貨物として原油又は重油を輸送している船舶 に限られます。 この法律の対象とするタンカーは「現に、

カーが油賠法の適用をうけるタンカーですの 油、ジェト燃料等のタンカーにはこの対象に なりません。つまり、"黒もの"の輸送タン するタンカー、例えばガソリン、LPG、 灯 従って、第一に原油、重油以外の油を輸送

で、『白もの』の輸送のタンカーは、名称が

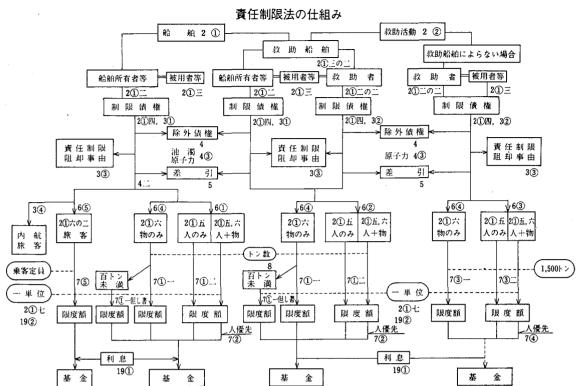
ても油賠法の適用がありません。 いかにタンカー(LPGタンカーなど)であっ ラスト航海中であるとか、空船の場合に事故 ありますので、大型タンカーであっても、 第二に、"現に油を輸送中』である必要が

> 用になります。 けられず、一般法である船主責任制限法の適 を起こしたような場合は、油賠法の適用をう

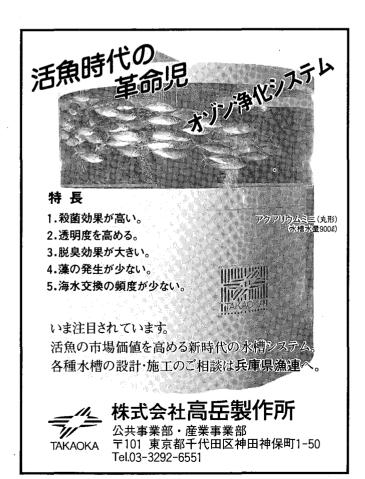
は流出しなかったが、燃料油が流出したよう 貨物である油 重油を貨物

として輸送中に事故を起こし、

因みに、タンカーが現に原油、



### 漁業被害解決の手引き



送中」であることが、損害補償の別れ目にな 損害額を全額回収しているというのが趨勢で 収できると考えてよろしいでしょう。現に過 その実態を確認する必要があるでしょう。 りますので、事故発生にあったら、直ちに、 主は一応はしますが、漁業者側として、 去の事例では、責任制限の申立をタンカー 害の回収をすることができます。 損害が残存したときは、国際基金より未収損 しなくてすむといってもよいでしょう。 従って、タンカー事故の場合は結局のとこ 余りこの制限額がいくらになるかを気に 漁業者としては、タンカーの事故の場合 漁業損害は制限にかかわらず、 責任限度額はありますが、これを超えて

(注) 2①二は第2条第1項第2号を表示する。

タンカーによる油濁事故は、大事故に発展

は国際基金で補塡されることになります。こ のように、タンカーであっても「現に油を輸 な場合には、油賠法の適用があり、最終的 全てを回 漁業 の場合は、

するおそれが多分にあるため、船舶所有者が P・I保険未加入船が沈没でもして、 こに問題が残るわけです。因みに、タンカ P・I保険に加入してもしなくてもよく、 がない限り、日本国内の港には入港できない 事態になることを防ぐため二千トン以上のタ 無資力で、被害を適切に補償できないような 産がない時など、ほとんど泣き寝入りの状態 る船舶のことです)については、トン数にか 以外の船舶(船主責任制限法の方が適用され ただ、二千トン以下のタンカーについては、 ように、強制保険が義務づけられています。 きないことになっています。又、日本船以外 ンカー船には、油濁損害賠償保険契約 になることが予想され、現にそのような実例 I保険のことです)を結ばなければ、 そのP・I保険をかけている証明 強制保険制度がありませんので、 他に資 航行で P· TAKUSUI APRIL 1993 6



## 最近の天気予報の方

柴 H 技術専門官

穰



とが出来るようになりました。 予報資料の生のデータを直接取り込むこ 本庁の大型コンピューターと結んで数値 アデス)端末コンピューターが導入され、 網の更新が行われ、新L/A(ローカル 舞鶴海洋気象台ではこの二月から通信

# △新L/A端末システムの概要>

の管区内ではすでに終わっています。 さらに気象庁の大型コンピューターへと れていて、そして大阪管区の新L/Aへ、 設置され、それぞれがLAN回線で結ば で構成されるワークステーションが五台 ターと21型のディスプレーとプリンタと は、日立の2050Gというコンピュー ら順次新L/Aの更新を進めていて、 うものであり、気象庁としては数年前か L/Aというコンピューターの更新に伴 つながっています。 当台に導入された端末システムの概要 今回の更新は大阪管区気象台管内の新 他

や高層の予想図などを六時間ごとの動画 で表示したり、四十八時間先までの地ト 毎時の風や気温、雨などの予想を画面ト 出来るようになり、二十四時間先までの を端末のワークステーションで直接利用 で見ることも出来るようになりました。 計算されたGPV(格子点値)のデータ これにより、本庁の数値予報モデルで また、沿岸・近海波浪予報プログラム

話での苦情の内容もきびしいものになっ した。その反面、予報がはずれた時の電 てきています。 た」と言ってくれる人が多くなって来ま 最近「天気予報はよく当たるようになっ

実際、私たちも予報の検証を行ってい

五%位の精度となっています。これは本 ますが、明日の天気予報に対しては八十 てきているからであります。 数値予報が近年改良を重ねて大変進歩し 庁でスーパーコンピューターを使っての

従来に比べ格段に多い情報が入手出来る ペーパーレス時代に入ってきました。 来のような手で書く作業は少なくなって、 ば、自動的に電報文を作成・発信したり、 ようになり、高度な情報提供サービスも 予報原簿の印刷も出来るようになり、従 このように、今回の新L/Aの更新で、 天気予報文もキーボードから入力すれ

がなされているところであります。 けて様々な技術開発、体制づくりの努力 報の業務化が計画されており、それに向 気象庁では平成七年度からメソ量的予

## /数値予報について/

表すことが出来ます。 エネルギー方程式などの方程式によって に従って変化しており、運動方程式や熱 地球をとりまく大気の流れも物理法則

イントの風や気温などを計算する「格子 する方法です。地球上の水平、鉛直上に たくさんの格子点を作り、それぞれのポ 万程式を解き、将来の大気の状態を予想 数値予報とは数理計算によりこれらの 表示出来ます。 により四十八時間先までの波浪予想図も

資料がたくさん入手出来るようになりま 入され、天気予報を出す上で参考になる さらに「お元気マップ」なるものも導

世界各地からの観測データやアメダスの るとともに観測原簿等の印刷もします。 的に取り込み、気象電報を作成・発信す 視程などの目視項目以外のデータを自動 表示したり、地上気象観測装置から雲や ば各地の震度をディスプレーの地図上に することが出来ます。また、地震があれ 天気図などをプリンターで自動的に印刷 データを読み込んで、地上実況図や高層 様々なプログラムを内蔵しており、全国で このワークステーションはこの他にも

可能となってきました。

SM(全球モデル)、TYM(台風モデル) 算されています。 時と二十一時の初期値)のルーチンで計 の四種類のモデルがあり、一日二回(九 ではJSM(日 本域モデル)、ASM(アジアモデル)、G

くして、日本付近だけを詳細に計算する 間先までの詳しい予報には格子点を細か 対象によって使い分けています。 現象はとらえられない)、また二十四時 して地球全体にわたって計算し(小さな (ノイズがふえる)など、予報の目的、 一週間先までの予報には格子点を粗く

ることは不可能なことであり、機械が人 ピューターですべての気象現象を計算す 良され、発展して行くでしょうが、コン でしょう。注意報、警報をはじめ天気予 間にとって代わるということは出来ない 著しく改良され、発達してきています。 化といいますが、最近、これらの技術が 子点上のデータを加工することを初期値 ノイズが出ないよう客観解析によって格 かは非常に重要な問題であり、不必要な これらの技術は、これからもさらに改 計算機にどのような初期値を入力する

なことです。 で、スーパーコ り、それぞれ膨 ていく「スペク わせとして表し の波動の重ね合 状態をいくつも 点法」と大気の ンピューターが トル法」とがあ なければ不可能 大な計算が必要 現在、気象庁 水平分解 能 力 鉛直層数 予報時間 モデル名 予報領域 GSM 全 球 110km 21 3日、8日 アジア・ 太 平 洋 ASM 48時間 75km 16 JSM 日本周辺 24時間 30km 23 60時間 TYM 台風周辺 50km 8

数値予報モデルの概要

がやはり必要であります。

報を発表する上では、地域的な局地現象

なども考慮して、予報官の総合的な判断

# (アカコ)

### 

兵庫県など山陰地方ではマツバガニ、試験研究について紹介します。態と水産試験場で実施している種苗は

に生息しています。

に生息しています。

に生息しています。

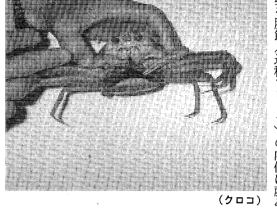
に生息しています。

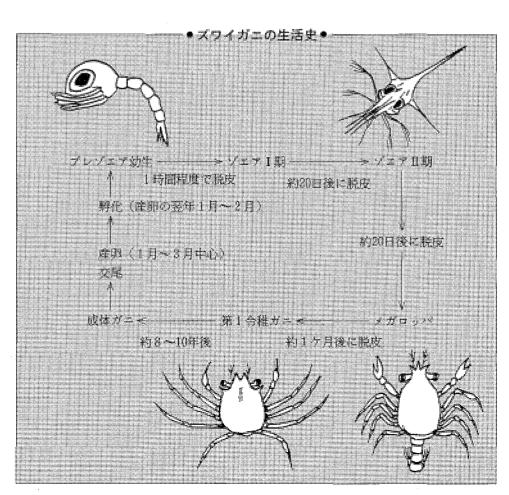
に生息しています。

に生息しています。

に生息しています。

に生息しています。





ないため、繰り返し脱皮を継続して成長 は交尾を伴わず、体内に貯えた精子を用 の産卵を行いますが、二回目以降の産卵 は稚ガニ以降十回脱皮を行って成体にな 生活を行うようになります。その後脱皮 形態の稚ガニ(甲幅約三㎜)となり底牛 約一カ月後に脱皮して、成体とほぼ同じ 生活から底生生活の過渡期の段階になり、 なると歩脚と鋏脚を持ち、今までの浮遊 ばれる幼生に変態します。メガロッパに 約二十日間で脱皮を行いメガロッパと呼 は体がかなり大きくなる他は、 期とⅡ期があり、遊泳肢と口器が発達し を行って、次のゾエアと呼ばれる幼生に り、孵化から一時間足らずですぐに脱皮 は趨光性(光の方向に集まる習性)があ と呼ばれる幼生になります。 に変化してきます。卵の孵化は夜間を中 二月頃の幼生孵化直前には黒色(クロコ の抱卵の間に発育して、翌年の一月から はオレンジ色(アカコ)ですが、約一年 出し抱卵します。産み出された直後の卵 する雄に比べて小さいわけです。 いて産卵すると考えられています。そし く成体となります。またズワイガニの雌 を繰り返して孵化から約八年後にようや Ⅰ期と殆ど変わりません。ゾエアⅡ期も では約二十日間で脱皮を行って、ゾエア てきます。 で浮上してくるようです。ゾエア期はI 心に行われ、全長三㎜程度のプレゾエア て雌ガニは成体になった後、 Ⅰ期からⅡ期に変態します。 その直後に交尾を行って生涯で最初 表層近く(水温十~十五℃)ま 人工飼育条件下(水温十一℃ 脱皮を行わ プレゾエア ゾエアⅡ期 形態的に

平成1

60

水産試験場では、ズワイガニ種苗生産

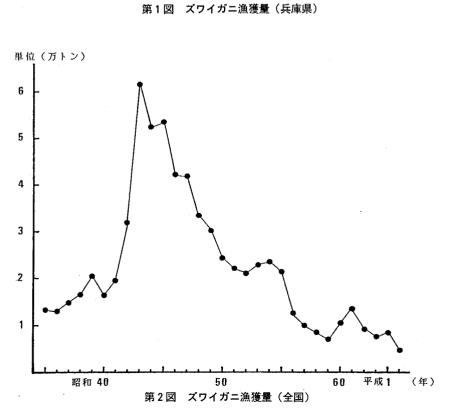
から、 数および孵化幼生のサイズの検討などを 孵化後から次の産卵までの期間が長くな 数は少なく、幼生のサイズも小型化し、 ました。また、五、八、十℃の飼育試験 行いました。その結果、 飼育水温別の親ガニの生残率、孵化幼生 ニの養成と産卵の適条件の把握を目的に、 ある結果が得られました。 ることが分かり、五℃での飼育が適当で 水温一四℃では適切でないことが判明し 飼育水温が高くなるほど孵化幼生 親ガニの養成は

育試験を開始し、幼生から稚ガニまでの そして平成四年度からは孵化幼生の飼

ガニまでは生産できるものの生残率は低 く、種苗の量産技術の開発には至ってい われてきましたが、これまでのところ稚 の各県水試、日本栽培漁業協会などで行 育環境、餌料種類などの項目についてゾ 飼育条件の解明を目的に、投餌条件、飼 エア期を中心に試験を行っています。 ズウイガニ種苗生産研究は、日本海側

源の増大を図りたいと考えています。 種苗生産技術に開発によるズワイガニ資 今後試験研究を進め、資源保護と共に (増殖部 原田)

ないのが現状です。



50

TAKUSUI APRIL 1993

9

研究として平成元年から親ガニの飼育を

単位(千トン)

まず平成二年から三年度は、親ガ

6

5

4

3

2

1

昭和 40

### 谷巨大会办 京で聞かれる

の両日に東京・虎ノ門パスタルにおいて開催 人活動実績発表大会が、去る三月二日、三日 この大会には、全国から漁協青壮年部関係 全漁連主催の第三十九回全国漁村青壮年婦

の歩留りが成績よかった。また、籠に砂を敷

た。水深を加減し歩留りを測定した。海底籠

いて、自然環境に近い状態にしたが、これが

た。その概要を紹介したい。 による中間育成から活魚出荷まで」を発表し 会(増養殖部門)で「稚ヒラメの海上小割網 年部(発表者=永田紘司さん)は、第二分科 本県の代表として参加した香住町漁協青汁 増養殖、経営部門の三分科会に分かれて活動 三十五グループが参加して、漁業・資源管理

目のヒラメ五百尾を残して飼育を続行し、そ 留り八十%の成果を得た。その中から大きい 効を奏して餌の食いつきも順調に推移し、歩

実績発表と研究討論が行われた。

の中間育成」に取り組み、日本海特有の海況に 同青壮年部は平成三年六月から「稚ヒラメ

よる悪 条件の 下 で



五㎏となり生残数三百五十尾(歩留り七十%) を確認した。そしてやっと出荷するに至った 夏を越して、年末には大きいのは一・五~二・ れ以外のヒラメを放流した。 出荷までの苦労はその後も続くが、二度の

のだった。 会長賞を受賞した。 への気運も高まってきているのは確かだろう。 この活動を通して同青壮年部では、企業化 なお、この発表で水産庁長官賞及び全漁連

存開(

その一

てきた。 克服し 困難を 種々の

> での飼育を始め 発想を生んだ。 の結果、海上小 容尾数二千尾) と、海中籠(収 できるであろう よる影響は解消 による飼育への 割網から海中籠 れこれ試行錯誤 海中なら波に

対策だった。あ 響による弊死の

供していただいている坊勢漁協の組合員の方、 定の九百五十名を超す千五百名から申込みを いただいた。 料理教室の講師には、新鮮ないかなごを提

なしで、対応に大わらわ。一週間足らずで予 や県漁連(播磨支所)の電話は連日鳴りっぱ だくことを目的に、三月上旬から四月上旬に

ルシウムが豊富な「くぎ煮」を賞味していた

**禄子。このため、県漁連では旬が味わえてヵ** 豕庭ではあまり「くぎ煮」は炊かれていない

消費者を対象に「いかなご料理教室」を開催 かけて、姫路市内二十六カ所において、一般

した。この料理教室の話が新聞に掲載される

ろ、初心者が多いにもかかわらず、出来具合 みます。」「こんなに簡単にできるんですね。 のあった「くぎ煮」を実習してもらったとこ さんに試食していただいた。参加者から人気 風物詩が伝わることを期待しています。 「とってもおいしい!ぜひ家に帰って炊いで は上手に炊き上がっていた。参加者からは ルのおつまみとして最適)などを作って、皆 揚げ(お子様のおやつとして、ご主人のビー なごのくぎ煮」の作り方や、釜揚げの方法 という喜びの声があがり、来春には姫路へも (ゆでる塩加減がポイント)、いかなごのから **魚食普及スタッフがなり「失敗しない** また家島漁協の組合員の方、そして県漁連の

春を運んでくる魚゛いかなご゛漁が解禁す

飼育で 割網の 海上小

起こる

1993 TAKUSUI APRIL 10

の肴に、ごはんのおかずにと食卓に彩りを与 濃い飴色に煮立てたものは色も味も絶品で酒 庭からいかなごを炊くいい匂いがしてくる。

えてくれ、垂水や明石などでは「いかなごの

くぎ煮」は季節の風物詩になりつつある。

ところが、同じ瀬戸内でも、姫路方面のご

ないかなごが並ぶ。それと共に、近辺のご家 るや、垂水、明石の魚屋さんの店先には新鮮

# 兵產県立水産試験場

ろも見られる。二月後半にまとまった降水 は緩やかな上昇傾向を示すであろう。 ら、今後大型珪藻の消滅と共に栄養塩濃度 の末期に近づいていると推測されることか 栄養塩濃度が極端に低下している。しかし いる。播磨灘全域で大型珪藻が多く見られ、 があり、塩分はほぼ平年並みの値となって 大型珪藻の分布状態から見て、現在は増殖 然として平年より○・六℃程度高い値を示 しており、灘中央部では十℃を上回るとこ 概況 水温はさらに低下しているが、依

平年値を○・六℃上回っている。灘中央部 および明石海峡付近で十℃を上回るところ 水温 播磨灘中層平均水温は依然として

は十m以上の高い値を示している。 九m上回った。灘中央部および南部海域で の減少に伴い、透明度は上昇し、平年を〇・ 透明度 大型珪藻の発生、微細浮遊物質

の発生が末期に近づいたことを示唆する。 中層よりも底層付近の細胞数が多く、今回 藻コシノディスカスが多く見られるが、表 型珪藻の発生量は少ない。灘全域に大型珪 プランクトン 栄養塩が少ないため、小

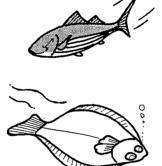
> 北部では小規模な発生の恐れがある。 今後極端な発生は無いと予想されるが、灘

い値を示している。今後は大型珪藻の消滅 に伴い、緩やかな濃度上昇が見られよう。 より加古川河口付近を除く播磨灘全域で低 栄養塩 大型珪藻の発生、栄養塩吸収に

る小型底曳網(ちん漕)では、イイダコ、 般に低調な漁獲で推移した。 が悪く出漁日数が少なかったこともあり全 スなどが主に漁獲されている。今月は天候 されている。また、板曳網ではアナゴ、キ メイタガレイ、マコガレイなどが主に漁獲 小型底曳網 明石海峡周辺を主漁場とす

部では、マダイ、メバルなどが主に漁獲さ の漁獲が増加している。一方、紀伊水道北 りタチウオの漁獲が減少したが、アイナメ 海域では、タチウオ、メバル、アイナメ、 サバなどが主に漁獲されている。今月に入 一本釣・曳縄釣 明石海峡及びその周辺

操業の結果から、今後の漁獲量は前年を下 多かった。しかし、稚仔の分布調査や試験 統一して二月二十日から始まった。網下ろ 回ることも考えられる。 し日から二、三日は好漁で推移した漁協が 播磨灘、紀伊水道の三海域で網下ろし日を 船曳網(イカナゴしんこ漁は、大阪湾、 れている



# 

三月二十二日

中央労働センターで開催 兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会公聴会を県

の内容となるべき事項について、関係者からの公述は 瀬戸内海海区における共同漁業及び区画漁業の免許

業調整委員会を引続き開催 公聴会終了後、第二百十六回兵庫県瀬戸内海海区海

とに決定。 の免許の内容となるべき事項等について 審議の結果、原案どおりで差支えない旨答申するこ 一、兵庫県瀬戸内海海区における共同及び区画漁業

網口開口板及び戦車マンガ漁業協定について 二、平成五年度播磨灘及び小豆島北部海域における

どおり平成五年四月一日付け 説明があり審議の結果、従来 操業協定について事務局から で調印することを了承 香川、岡山、兵庫の三海区

月一日から施行することに決 ついて原案どおり平成五年四 における傍聴者の注意事項に 地区協議会の開催及び公聴会 業調整委員会運営要領制定に 服務規定、小委員会の設置 三、兵庫県瀬戸内海海区漁

三月二十二日

但馬海区漁業調整委員会公聴会を但馬水産事務 所会議室で開催

べき事項等について 一、但馬海区における共同漁業の免許の内容となる

となるべき事項等について 二、但馬海区における定置・区画漁業の免許の内容

三月二十二日

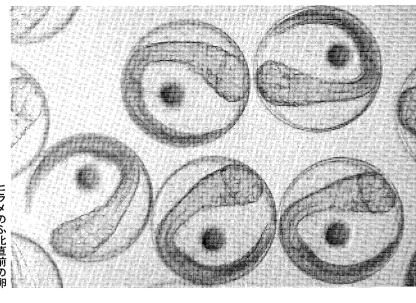
事務所会議室で開催 第三百六十九回但馬海区漁業調整委員会を但馬水産

べき事項等について(諮問) 一、但馬海区における共同漁業の免許の内容となる

となるべき事項等について(諮問) 二、但馬海区における定置・区画漁業の免許の内容

答申することに決定されました。 審議の結果、一、二とも原案通りで差支えない旨、



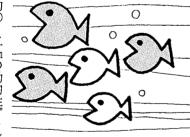


ヒラメのふ化直前の卵

ようになってきた。春になると多 くの魚たちが産卵期を迎える。 みはじめ、春の気配が感じられる きびしかった冬もようやくゆる

る。(写真) 業センターでは十二月下旬より早 は薄黄色で、直径約○・九㎜であ させることができた。ヒラメの卵 〜三ヵ月はやい二月上旬より産卵 水温を徐々に加温し、通常より二 期採卵を試み、ヒラメ親魚水槽の 浅場に移動して産卵する。栽培漁 いるが、水温十五℃前後になると 魚は普通、深場の砂質底にすんで 産卵が始まっている。ヒラメの成 栽培漁業センターでもヒラメの

ヒラメの仔魚は生き餌しか摂餌せ それを吸収して三日ぐらいは餌無 しで成長することができる。また、 お腹に大きな卵黄を持っており、 ㎜の仔魚がふ化する。ふ化仔魚は (水温十四℃)すると、全長約三 この卵を三日間水槽内で管理



量培養して給餌している。 トン(シオミズツボワムシ)を大 約○・1一㎜の動物性プランク

され、二~三年後には二十皿ぐら 稚魚はそれぞれの地先に直接放流 くれることを願っている。 食されずに一尾でも多く生残して いに成長するであろう。害敵に補 万尾を各市町に配布し、終了した。 月四日に全長二十一㎜の雑魚十七 したマコガレイの種苗生産は、三 一方、一月六日より飼育を開始

忠業センターです 55

願ってやみません。

WARIEUTS

婦人アイデア料理

# 魚食普及と新郷土料理に期待

漁連機関紙「拓水」―旬の美味い話―で連載) 消費者はもとより全国はば広く活用されています。 行されました。今ではこれが、話題になったのか地元の ディア料理コンクール」で第一回から第三回までの入賞 した作品をもとに「海の幸あわじ」の本が平成元年に発 播磨よし子)が昭和六十一年から始めた「漁家婦人アイ 大切な栄養価が豊富にあることで見直されています。 このようなときに、淡路地区漁協婦人部連合会(会長= 今日、魚介類は血管や心臓をいつまでも若く保つのに TAKUSUI

漁家婦人からの募集をしたのは第四回までで、それ以降 には一般消費者を対象に募集。総出品数は二百五十点余 にのぼります。 これまでに、 同コンクールは六回開催されていますが、

度内)する予定で準備が進んでいます。前巻同様ますます ア料理が紹介され、それぞれの魚食普及に努めています。 で発行している漁業者新聞「豊かな海」の中に、アイディ 流を深めています。また、北淡町・四ケ浦(富島、浅野 魚のさばき方や料理の講習会を行うなど地域住民との交 浦、育波浦、室津浦)で構成する北淡町漁業振興協議会 層の前向きな活動が見受けられるようになりました。 これをきっかけに、漁家婦人部では魚食普及に対する 同連では、二巻目の本(四回~六回)を発行 (平成五年 東浦町・仮屋漁業協同組合婦人部では、若妻を対象に

アコンクールを契機に、 さらに漁家婦人のアイディ み出してほしいものです。 え、海と山がうまく調和 活用されることはもとより、コンクールに出品された料 た淡路らしい料理を生 に、またひと工夫を加

吉岡)



APRIL 1993



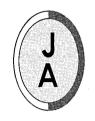


### 兵庫JCC通信 今、JA·生協では

五日、兵庫県民会館で「生協の組合員活動と主

兵協連・第七回協同組合研究会を、二月二十

体形成」をテーマに開催しました。



### 組合員の成長は、活動の中から

協同購入を維持させた源泉であると主張します 手にはいるということもあわせ、自分自身の成 もに、その労働を通して、安心して買える物が は、その労働に参加することが喜びであるとと 礎となっている面があっても、組合員にとって としての)には組合員の無償労働で経済的な基 た。橋本さんは、協同購入活動が、生協(企業 判し、協同購入を例にとって、組合員は生協の の主体形成を生活分野のみに限定した論議を批 になっている一方で、政策決定機能が組合員か 長を確認し、自己の主体を形成できたことが **沽動への参加を通じて主体を形成するとしまし** ら離れている現状を指摘するとともに、組合昌 **画室次長)さんは、全国的に組合員活動が活発** 講師の橋本吉広(名古屋勤労市民生協総合企

## 野菜おやつコンテスト 最優秀賞にピザ風クッキ



県知事賞に選ばれた 山田さん

子さん(稲美町)の「穴に入ってこっそりひと の県知事賞には山田佳代子さん(加西市)の を募集していた「野菜のおやつコンテスト\_ ました。 り占めしたくなるクッキー」がそれぞれ選ばれ 済連)の入賞作品がこのほど決まり、最優秀賞 (主催≒兵庫県、JA兵庫中央会、JA兵庫経 "ピザ風クッキー」、優秀賞には小牧ひろみさん 加西市)の「中華風三色ダンゴ」と中橋エツ 野菜を使った新しいおやつづくりのアイデァ

> 開発し、消費拡大と産地振興につなげようと今 定して、消費者の創意工夫を生かした作り方を

れもが手軽に食べられるおやつやスナックに限

健康ブームで野菜への関心が高まるなか、だ

年度初めて実施したものです。

四百五十一点。小学生から六十歳代まで幅広く、

県下各地から寄せられた作品献立表は全部で

個性あふれる力作ぞろいでした。書類審査によ

らしく仕上げたもの。三月六日に県農業会館で り選抜された作品を専門家が実際に調理する方 表彰式が行われ、上位三点の作品の試食コーナー 開かれた「ひょうごの食シンポジウム」会場で トとタマネギの甘さをほど良く生かし、かわい 賞一点が選ばれました。 賞二点、アイデア賞および努力賞各十点、特別 法で行われた審査の結果、最優秀賞一点、優秀 山田さんの「ピザ風クッキー」は、ミニトマ



の組合員 の原理に いて慣 協同組合

資をする、協同して利用する、 する」三 し、運営 し、利用 原則では 位一体の 不十分だ の「出資 同して出 とし、協

とが必要と指摘しました。

する、調査して活動するということを加えるこ る、ということであり、さらに、協同して労働



サンテレビの





'93.3月21日放送 (第808回)

を連想、イイダコと呼ばれるよう

に見紛う様…そんな所から米=飯

になったのでしょうか…。

るとそのひと粒ひと粒がまるで米 そうです。イイダコの子は成熟す つけたイイダコの壺が網にかかる りの海底からは藤ツボをいっぱ 土しています。今でも鹿ノ瀬あた 旬のイイダコ漁で出会った 行者の漁師さん

### 魚は旬が美味しい!! ~明石市より~

利用したイイダコ漁は西二見が本 の子を雑ぜ、 をしたそうです。それを聞いた明 エピソードに、江戸の料理職人が 貝〟とも呼ばれるウチムラサキを す。この『大貝』とも『ホンジョ サキの貝殻で獲るのがほとんどで シ貝も少なくなって今はウチムラ も段々減り、ニシ貝に…しかしニ 焼きの壺でしたがタコ壺を作る人 慢をやめたとか…。 す。それを食べた江戸の職人は、 石の寿司職人が飯の中にイイダコ 戸前でないと、江戸の寿司の自慢 明石の寿司屋に立寄り、寿司は江 こんな美味い物をと江戸の寿司自 江戸時代の話をして伝えられる イイダコの漁は、昔は小さな素 寿司を握ったそうで

の魚屋さんが並ぶ魚所・明石の魚 コが桜が咲く頃まで並びます。 か…と旬の匂いが季節を教えてく 今年ももうそんな季節になったの 活気に満ちています。二月二十日 所。いつも威勢のよい声に包まれ の頭に子(イイ)が一杯のイイダ イ…旬の魚色々ある中に、イイダ コも今が旬。二月の末頃からメス れます。アブラメ・ヒラメ・カレ 解禁のイカナゴを焚く匂い…アー 明石の「魚の棚」 この辺りでスボと呼ばれるオス 約三十軒

> ただ一人、この漁をしている人が 場ですが、明石浦漁業協同組合で

居ます。

この辺りでは、行者の漁師さんと の中に弘法大師さんが現れ、 始めたのは十年程前、西二見へ行っ がもう一つの顔、おじいさんもお は何んと大先達の資格を持つ山伏 を育てるのが趣味と云う松本さん。 ありました。漁が休みの日は、夕 とんどイイ持ち、書いてない貝は 出た時も弘法大師と書いた貝はほ と云われ、一念発起、その頃、 そうです。しかし、松本さんの貝 ては研究、見よう見真似で始めた 松本さんがこの貝のイイダコ漁を して仲々ユニークな存在の人です。 父さんも行者さんだった家系です。 ダコ漁で出会った仲々ユニークな う、穏やかな漁師さん、旬のイイ めぐりを楽しみにまっていると云 漁が終ると奥さんと西国三十三所 材を暖めてくれました。イイダコ 桃と梅の果実酒が…、 された魔法瓶には、自分が育てた 寒い沖の船で〝お疲れさん〟と出 燥、それを肥料に梅や桃等の果実 チウオ釣りのイワシ等のエサを乾 オスばかり、 これは本当の話です。取材で漁に んとイイダコが入るようになった。 法大師と書いています)すると何 書いて海に入れました。 (今は弘 ジックで〝南無大師遍照金剛〟 それから松本さんは貝殻に赤いマ 授かった気持になったそうです。 ベテランの漁師さんから十年早 にイイダコはほとんど入らない日々、 松本晃さんがその人。松本さん まさかと思うことが 寒かった取 ع

可愛い ″イイダコ』の壺も沢山出

明石から高砂あたりまでの古代の

遺跡からは真ダコの壺にまじって

はメスの三分の一位の値段、でも

煮付けにするとオスも仲々の味…。

か…と松本さんの弁) ト変わっとう思われるのんと違う (追記…こんなことを書くとチョッ 漁師さんでした。